

ID: 26

担当部署: 財政課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第11号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。 (指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第8条 町長等は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたことにより当該指定管理者に生じた損害については、町は、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 前条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日